

R8.4月「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」改正について

令和8年6月

林野庁 木材利用課

1. R8.4月 証明ガイドライン改正の概要

➤ 証明書の記載事項の明確化

➤ 輸入木質の持続可能性(合法性) の証明方法の整理

- 森林認証制度に基づく証明
- 個別企業等の独自の取組による証明

➤ その他

- 証明書発行のタイミングの整理
- 証明書記載例の見直し

1. R8.4月 証明ガイドライン改正の概要(ポイント)

1. 国産木質バイオマス関係

大きな修正点はなし。証明書の記載事項・記載例等について軽微な修正。

- 証明書の記載事項の明確化 (p.7・8)
- 証明書の記載例の整理 (p.12)
- 証明書の発行タイミング(「納入毎の証明」に係る運用改善)(p.11)
- 伐採時に必要な添付書類(p.14・15)

2. 輸入木質バイオマス関係

主な修正点は、証明ガイドラインへの持続可能性の証明方法の追加。

- 持続可能性の証明方法 (p.9・10)
- 合法性・持続可能性ガイドラインと統合する背景 (p.3~6)
- 証明書の記載事項の明確化 (p.7・8)
- 証明書の記載例の整理 (p.12)
- 証明書の発行タイミング(「納入毎の証明」に係る運用改善)(p.11)

3. 証明ガイドラインの改正に伴う

認定団体・認定事業者の対応 (p.13)

2. 背景(バイオマス持続可能性WGにおける議論)

- R7年度の資源エネルギー庁の「バイオマス持続可能性ワーキンググループ」※1において、以下の議論が行われた

- 「合法性・持続可能性ガイドライン」※2で整理していた輸入木質バイオマスの持続可能性の確認方法を「証明ガイドライン」※3に整理・統合
- 輸入木質の持続可能性(合法性)の証明における確認項目の整理

- バイオマス持続可能性ワーキンググループの議論に基づき、林野庁では証明ガイドラインを改正

※1 資源エネルギー庁：総合資源エネルギー調査会－省エネルギー・新エネルギー分科会－新エネルギー小委員会
－ バイオマス持続可能性ワーキンググループ

※2 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月 林野庁)

※3 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(平成24年6月 林野庁)

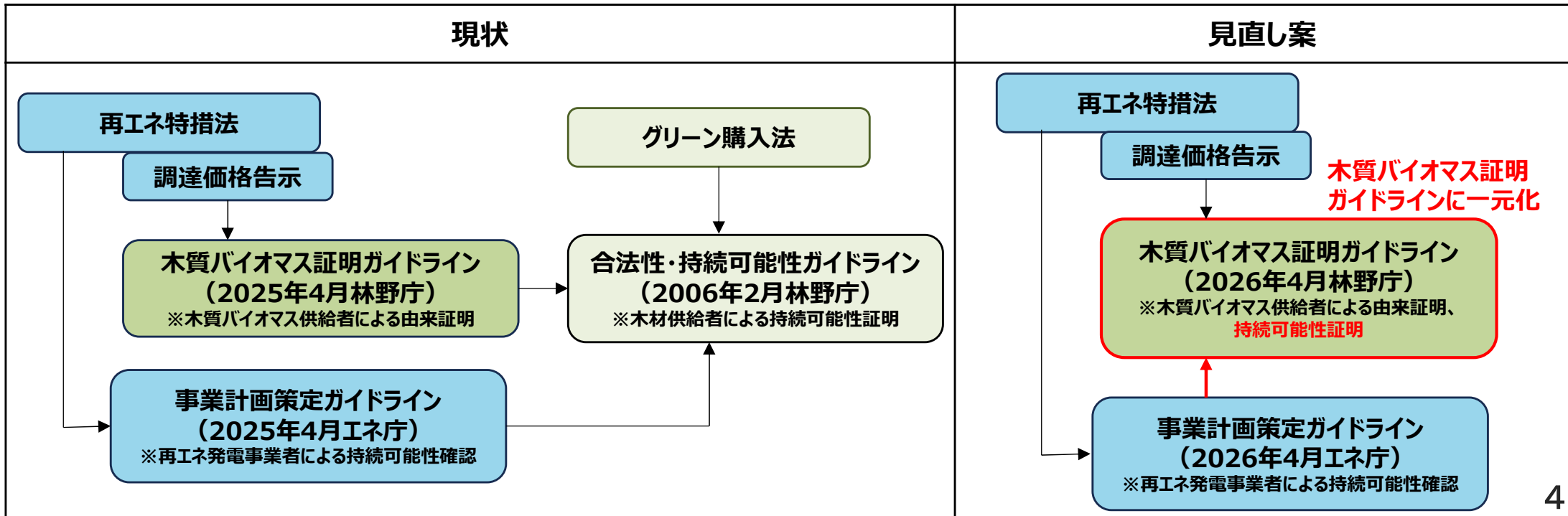
2. 背景(バイオマス持続可能性WGにおける議論)

持続可能性基準に係るFIT/FIP制度への反映方法

出典：2025年10月30日 第34回バイオマス持続可能性WG資料3

- FIT/FIP制度では、支援対象となる木質バイオマスに求める具体的な条件や手続き等については、木質バイオマスの生産や流通等を所管する林野庁が策定した「木質バイオマス証明ガイドライン」や「合法性・持続可能性ガイドライン」に規定される仕組みとなっている。
- 今後、輸入木質バイオマスの持続可能性基準等が整理され、FIT/FIP制度に反映する場合、これらガイドラインの改正が必要となるが、「合法性・持続可能性ガイドライン」はグリーン購入法の下で様々な木材・木材製品も対象としている。
- **そのため、今後の議論に柔軟に対応できるように、輸入木質バイオマスの持続可能性の確認方法については、「木質バイオマス証明ガイドライン」に内容を整理・統合することとする。**
※2026年度から、輸入木質バイオマスの持続可能性は、木質バイオマス証明ガイドラインに基づき確認するものとして改正・公表することとする。

輸入木質バイオマスの持続可能性の確認方法イメージ



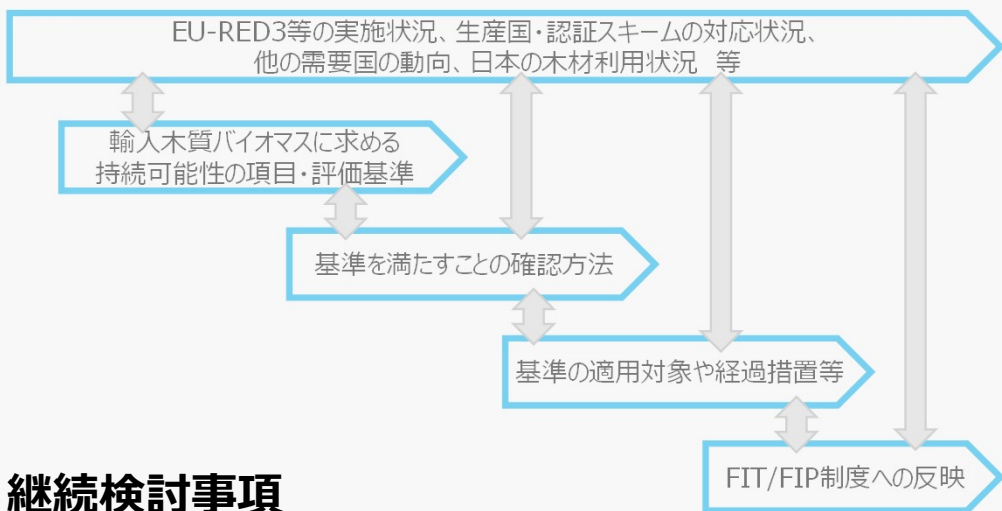
2. 背景(バイオマス持続可能性WGにおける議論)

出典：2025年11月25日 第35回バイオマス持続可能性WG資料1

本日まで議論いただきたい事項

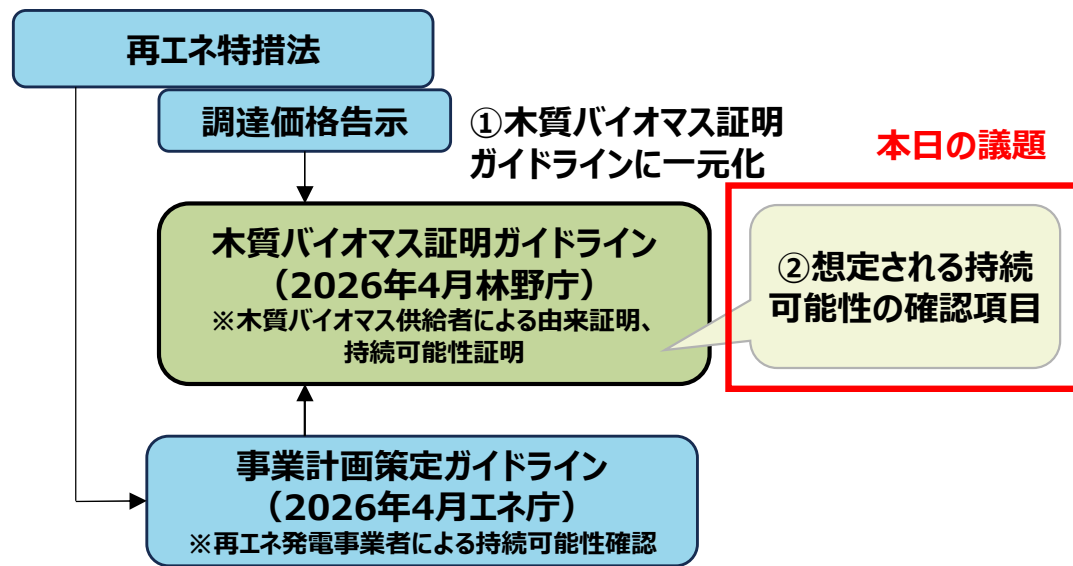
- 第34回WGでは、輸入木質バイオマスの持続可能性基準等の整理に向けては、EU-RED3やEUDRに対する各国の受容度や実効性、気候変動対策等に係る科学的知見の充実、バイオマスの供給に与える影響など多岐にわたる論点を踏まえ、引き続き、検討を進める方針を確認した。
- 一方、上記とは別に当面の対応として、以下についても方針を確認した。
 - ① 今後の議論に柔軟に対応できるよう、輸入木質バイオマスの持続可能性の証明方法については、「木質バイオマス証明ガイドライン」に内容を整理・統合すること
 - ② **事業者**に一定水準の取組を促す観点から、様々な証明方法において**想定される確認項目（推奨事項）**を提示すること
- その際、②の想定される確認項目として第25回WGにて林野庁から示された基準を事務局から提案したところ、改めて議論の必要がある旨のご意見をいただいた。本日は、これらの確認項目に関して、林野庁にも確認の上、事務局において改めて整理したところ、ご議論いただくこととしたい。

今後の国際動向を踏まえた持続可能性基準等の整理



出典：2025年9月30日 第33回バイオマス持続可能性WG資料3から抜粋・修正

現行の枠組み整理



出典：2025年10月30日 第34回バイオマス持続可能性WG資料2から抜粋・修正

2. 背景(バイオマス持続可能性WGにおける議論)

出典：2025年11月25日 第35回バイオマス持続可能性WG資料1

輸入木質バイオマスの持続可能性の証明方法に係る確認項目及び参考基準

- 以上の検討を踏まえ、**輸入木質バイオマスの持続可能性の証明方法に係る確認項目及び参考基準（案）**は以下のとおり。

※2026年度から、輸入木質バイオマスの持続可能性は、木質バイオマス証明ガイドラインに基づき確認するものとして改正・公表することとし、以下の想定される確認項目等（推奨事項）については、木質バイオマス証明の制度・運用上での扱いを林野庁において検討の上、同ガイドライン又はそれに準ずる文書において提示することとする。

輸入木質バイオマスの持続可能性の証明方法に係る確認項目と参考基準

想定される確認項目		参考基準
環境	土地利用への配慮	<ul style="list-style-type: none">炭素ストックや生物多様性への影響に留意し、原則として、森林が他用途に転換されないこと、及び一定時期以降に原生林等の保護価値の高い土地が植林地に転換されないこと。土壌の過剰な浸食や流出を回避し、土壌の質や環境的な価値を保護・管理するための計画が策定され、実施されるものとする。
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	<ul style="list-style-type: none">中長期的に炭素ストックを維持又は増加させるための計画や、森林施業等に伴う温室効果ガス等の排出、水質等への影響を回避・管理するための計画が策定され、実施されるものとする。
	生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none">希少種や絶滅危惧種の生息地など高い保護価値を有する地域を特定し、これらを保護・管理するための計画が策定され、実施されるものとする。
社会・労働	土地使用权の確保	<ul style="list-style-type: none">事業者が事業実施に必要な土地使用权を確保していることが証明されること。
	児童労働・強制労働の排除	<ul style="list-style-type: none">児童労働及び強制労働がないことが証明されること。
	業務上の健康安全の確保	<ul style="list-style-type: none">労働者の健康と安全が確保されること。
	労働者の団結権及び団体交渉権の確保	<ul style="list-style-type: none">労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。
ガバナンス	法令遵守（日本国内以外）	<ul style="list-style-type: none">原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。
	情報公開	<ul style="list-style-type: none">認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。
	認証の更新・取消	<ul style="list-style-type: none">認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。
サプライチェーン上の分別管理の担保		<ul style="list-style-type: none">発電事業者が使用する燃料が、サプライチェーン上において認証スキームに基づかない燃料と混合することなく分別管理されていること。
認証における第三者性の担保		<ul style="list-style-type: none">認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性が担保されること。
		<ul style="list-style-type: none">認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること。

※上記の確認項目は第三者認証スキームへの適用を念頭に整理したものであるが、個別企業等の独自の取組による証明方法等への適用についても、これらの確認項目に準拠したかたちで、6 林野庁において検討の上、提示することとする。

3. 改正ポイント① 証明書の記載事項の明確化

必須事項

【各段階共通】

- バイオマスの種類
(間伐材等由来/一般木質)
- 木材の販売先
- 主な樹種、数量
- 発行者の氏名

【伐採段階の証明書】

- 分別管理の明示
- 伐造届などの根拠書類の添付

【輸入段階の証明書】

- 分別管理の明示
- 森林認証などの根拠書類の添付

【製材等残材の証明書】

- 全ての木材が
由来証明されたものであること

3. 改正ポイント① 証明書の記載事項の明確化

その他の留意事項

- 事業者認定を受けている場合は、認定番号を記載します
- 伐採段階のうち、森林以外の樹木の伐採に係る証明書の場合は、建設資材廃棄物が混入していないことを記載する必要があります
- GHG関連情報は、必要に応じて追記します
(GHG関連情報を証明する場合は、GHGにかかる事業者認定が必要です)
- 輸入木質バイオマスは、クリーンウッド法に基づく合法性確認木材である必要があるため、その旨を証明書に記載して伝達することも可能です

3. 改正ポイント② 輸入木質の持続可能性(合法性)の 証明方法の整理

森林認証制度に基づく証明

- 森林認証制度に基づく証明を行う場合は、
次の認証制度で認められた木材である旨を示す書類の写しを添付します
- ① **FSC**
(Forest Stewardship Council)
- ② **GGL** Documents for supplying to the Japanese market
(Green Gold Label)
- ③ **PEFC**
(Programme for the Endorsement of Forest Certification Scheme)
- ④ **SBP** Instruction Document Japan
(Sustainable Biomass Program)

3. 改正ポイント② 輸入木質の持続可能性(合法性)の証明方法の整理

個別企業等の独自の取組による証明

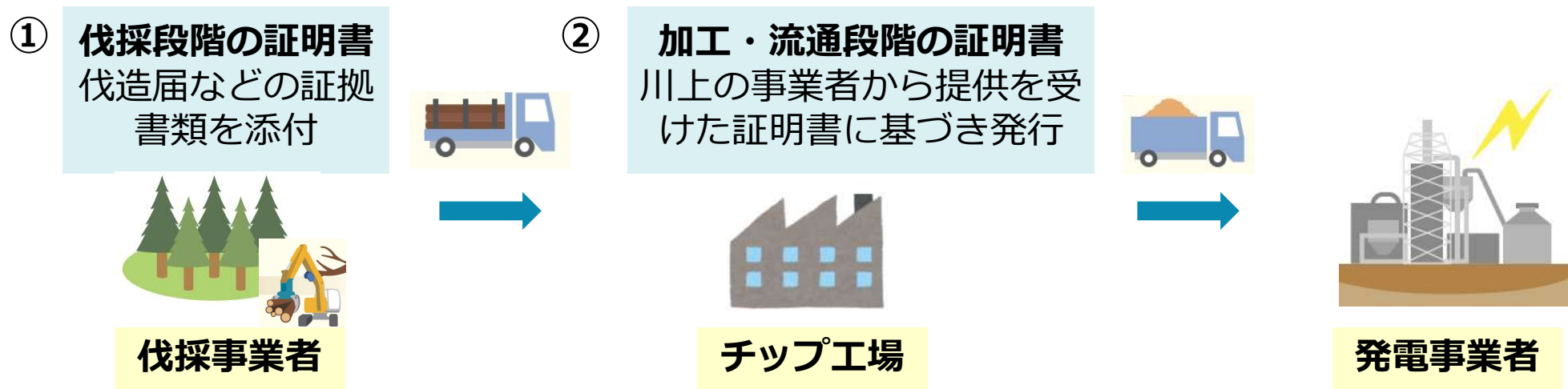
- 個別企業等の独自の取組により由来を証明する場合は、持続可能性(合法性)に関する以下の項目について自らが確認を行ったことを証明書に記載します
 - 土地利用への配慮
 - 温室効果ガス等の排出・汚染削減
 - 生物多様性の保全
 - 土地使用権の確保
 - 児童労働・強制労働の排除
 - 業務上の健康安全の確保
 - 労働者の団結権及び団体交渉権の確保
 - 法令遵守(日本国内以外)
 - サプライチェーン上の分別管理の担保
- 当該証明書の発行に際しては、確認内容について第三者の監査を受け、その旨を公表することとします

3. 改正ポイント③ 証明書の発行のタイミング

納入ごと⇒証明書の連鎖の担保

- これまで、納入ごとの証明としてきましたが、事業者の皆様より証明書発行のコストに関し、厳しいご意見をいただいていた
- ご意見を踏まえ検討した結果、証明書の連鎖が図られていることが制度上重要と判断しました
- 証明書の連鎖とは、自らが証明書を発行する際には、その根拠となる証明書を全て取得した上で行う、という考え方で、その連鎖が担保されていれば、納入ごとではなくても、適宜まとめた発行も可となります

〔国産材の例〕



3. 改正ポイント④ 証明書記載例の整理

- バイオマスの区分及び証明段階ごとに、証明書の記載例を整理しました
- 国産材は、①伐採段階から、
輸入木質は、一般木質の②輸入段階から証明書の連鎖がスタートします

バイオマスの区分	証明段階	記載例
間伐材等由来	①伐採段階	別紙1 例1-1(民有林) 例1-2(国有林)
	②加工・流通段階	別紙1 例2-1 例2-2(納品書活用)
一般木質	①伐採段階	別紙2 例1-1(森林内) 例1-2(森林外)
	②輸入段階	別紙2 例2-1(認証材) 例2-2(個別企業)
	③製材等の段階	別紙2 例3
	④加工・流通段階	別紙2 例4-1 例4-2(納品書活用)

4. 証明ガイドライン改正に伴う認定団体・事業者の対応

認定団体の主な対応

- 自主行動規範等の見直しは必須ではありません
- 木質バイオマスの輸入を行う事業者を認定する場合は、認定申請者が証明ガイドラインに定められた持続可能性(合法性)を満たす燃料の供給が可能かを確認の上、認定してください

事業者の主な対応

- 発行する証明書に確実に必須記載事項を記載してください
- 国産材の取扱者、輸入木質のうち森林認証材の取扱者は、これまでの証明書から大きな変更はないものと考えています
- 輸入事業者のうち、個別企業等の独自の取組により由来を証明する場合は、改正後の証明ガイドラインに従って証明書を発行してください

〔参考〕国産材の伐採時に必要な添付書類

間伐等由来バイオマス

以下(ア)～(オ)のいずれか

- (ア) 伐採造林届出書及び適合通知書(間伐であることを示すものに限る。)
- (イ) 森林経営計画認定書
- (ウ) 保安林における届出書及び伐採許可書
- (エ) 森林管理署等と素材生産事業者の売買契約書
- (オ) その他これに準ずる書類

注：除伐等の森林法の手続きを要さない伐採であって、

上記に該当する書類がない場合は、その旨を証明書に記載すること

※下線はR8.4改正での主な修正点

〔参考〕国産材の伐採時に必要な添付書類(つづき)

一般木質バイオマス

(1) 森林を伐採する場合((ア)~(ウ)のいずれか)

(ア) 伐採造林届出書及び適合通知書

(イ) 林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」
に基づく合法木材である旨の証明書

(ウ) その他これに準ずる書類

注：森林法の手続きを要さない森林の伐採であって、上記に該当する書類がない場合は、その旨を証明書に記載すること

(2) 屋敷林など法令による伐採に係る手続きが不要の立木、果樹等の剪定枝、ダム流木等を伐採する場合

(1)(ア)から(ウ)に準ずる書類がない場合は添付が必要な書類の写しはないが、伐採を行う者又はそれらの木材等の所有者自らが当該木材等の由来に関する情報(所有者名、住所、樹種、数量)、当該木材に建設資材廃棄物が混入していないこと、法規制が無く適切に伐採した場合はその旨を証明書に記載すること

※下線はR8.4改正での主な修正点 15

〔参考〕国産材の燃料区分

- 間伐材等由来のバイオマスとなるのは、①間伐材、②森林経営計画の対象森林、保安林、国有林野施業実施計画の対象森林等から伐採・生産された木材
- 一般木質バイオマスとなるのは、間伐材等由来のバイオマス及び建築資材廃棄物以外の木質バイオマスであり、製材等残材、普通林の主伐木等が該当

流通・製造過程 由来の生育地の由来			直接燃料に加工		製材等残材
			間伐	主伐	
民有林	その他	森林経営計画外	■	■	■
		森林経営計画		■	
国有林	保安林	国有林野施業実施計画		■	
		国有林野施業実施計画外		■	
		国有林野施業実施計画外	■		

- 由来の証明があれば間伐材等由来の木質バイオマス、そうでなければ建設資材廃棄物と同等
- 由来の証明があれば一般木質バイオマス、そうでなければ建設資材廃棄物と同等